

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-18号指令

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社 北海道エコシス

代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和5年2月6日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物・ 浄化槽汚泥
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許可期間		令和 5年 2月 20日から 令和 7年 2月 19日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市西18条北3丁目13番地1 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター
	その他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

令和 5年 2月16日

芽室町長 手 島

